



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市歴史公文書館条例施行規則	行財政局歴史公文書館	1
規則	神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則	行財政局歴史公文書館	3
規則	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	行財政局給与課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(塩屋柏台自治会ほか)	地域協働局地域活性課	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	14
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止	福祉局監査指導課	17
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	19
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	21
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	23
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	24
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	26
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	29
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	31
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	34
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業神出地区五百蔵工区)	建設局道路管理課	36
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業神出地区五百蔵工区)	建設局道路管理課	38
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県営土地改良事業神出地区五百蔵工区)	建設局道路管理課	39
告示	道路法による道路の区域変更(県道小部明石線)	建設局道路管理課	40
告示	道路法による道路の区域変更(市道櫛谷村合併第16号線)	建設局道路管理課	41
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(ネンリタウン建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	42
公告	都市公園の錯誤による名称変更(落合中央公園・名谷周辺緑地)	建設局公園部管理課	43
公告	市民公園の認定の廃止	建設局北建設事務所	44
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	45
公告	都市計画の変更に伴う図書の写しの縦覧	都市局都市計画課	46
公告	開発行為に関する工事の完了(須磨区白川台3丁目)	都市局都市計画課	47
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(プラウドシーズン神戸・西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	48
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	49

神戸市歴史公文書館条例施行規則をここに公布する。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第4号

神戸市歴史公文書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市歴史公文書館条例（令和8年3月条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 条例第5条に規定する神戸市歴史公文書館（以下「歴史公文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、歴史公文書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 条例第5条に規定する歴史公文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 市長は、歴史公文書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(行為の禁止)

第4条 条例第8条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）又は歴史公文書館に所蔵する特定歴史公文書等（神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第28号）第2条第7号の特定歴史公文書等をいう。）その他の資料

(以下「所蔵資料」という。)を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(4) 許可を受けないで所蔵資料及び歴史公文書館の備品等を歴史公文書館外に持ち出すこと。

(5) 許可を受けないで写真又は動画の撮影をすること。

(6) 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布すること。

(7) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。

(8) 喫煙し、又は所定の場所以外において飲食すること。

(9) 許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める行為  
(損傷等の届出)

第5条 施設等又は所蔵資料を使用する者は、その使用に際し、当該施設等又は所蔵資料を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(施行細目の委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第28号。以下「条例」という。）に基づき、特定歴史公文書等の保存及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定歴史公文書等の保存)

第3条 市長は、神戸市歴史公文書館条例（令和8年3月条例第29号）により設置された神戸市歴史公文書館（以下「歴史公文書館」という。）において、特定歴史公文書等を永久に保存するものとする。

2 市長は、特定歴史公文書等の保存場所の温度及び湿度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、特定歴史公文書等の長期保存及び利用のため、必要に応じ、記録媒体の変換、複製物の作成、修復その他の適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第4条 市長は、特定歴史公文書等に個人情報が記録されている場合には、条例第14条第3項の規定による当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限のための措置

(2) 歴史公文書館の職員に対する教育及び研修の実施

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(特定歴史公文書等の目録の記載事項)

第5条 市長は、条例第14条第4項の規定により作成する特定歴史公文書等の目録に、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項に条例第16条第1項第1号に掲げる情報が含まれている場合又はやむを得ない理由により当該事項を記載できない場合にあっては、この限りでない。

- (1) 資料番号
- (2) 分類
- (3) 名称
- (4) 当該特定歴史公文書を所管していた実施機関等又は寄贈若しくは寄託した者の名称又は氏名
- (5) 作成若しくは取得をした年度又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (6) 媒体の種別
- (7) 前各号に掲げるもののほか、適切な保存及び利用に資する事項  
(特定歴史公文書等利用請求書の記載事項等)

第6条 条例第15条第1項の規定により利用請求をしようとする者は、特定歴史公文書等利用請求書（以下「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項第3号に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の資料番号
- (2) 利用の方法
- (3) 利用請求をしようとする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）  
(簡易な方法による利用)

第7条 条例第15条第2項ただし書に規定する市長が利用請求書の提出を要しないと認める場合は、利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第16条第1項各号に規定する場合に該当しないことが明らかである場合とする。

2 条例第15条第2項ただし書に規定する市長が定める簡易な方法は、利用請求しようとする者が特定歴史公文書等簡易利用申込書を提出する方法とする。

3 市長は、前項の申込書の提出があつた場合は、速やかに当該申込書に係る特

定歴史公文書等の全部を利用させるものとする。

(利用請求の却下)

第8条 市長は、利用請求者が条例第15条第3項の規定による利用請求書の補正の求めに応じない場合は、当該利用請求を却下するものとする。この場合において、市長は、速やかに特定歴史公文書等利用請求却下通知書によりその旨を当該利用請求者に通知するものとする。

(利用請求に対する決定通知書)

第9条 条例第17条第1項の規定による通知は、特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定をした場合にあっては特定歴史公文書等利用決定通知書により、特定歴史公文書等の一部を利用させる旨の決定をした場合にあっては特定歴史公文書等部分利用決定通知書により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書により行うものとする。

(利用決定等の期限延長に係る通知書)

第10条 条例第18条第2項の規定による通知は、利用決定等期限延長通知書により行うものとする。

2 条例第19条第1項の規定による通知は、利用決定等期限特例延長通知書により行うものとする。

(本人確認手続)

第11条 条例第20条に規定する本人であることを示す書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 利用請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をしようとする者が本人

であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をしようとする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類  
(第三者保護に関する手続)

第12条 条例第21条第1項及び第2項に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書により行うものとする。

3 条例第21条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者による意見書の提出は、利用決定に係る意見書により行うものとする。

4 条例第21条第3項の規定による通知は、利用決定に関する通知書により行うものとする。

(電磁的記録の利用方法)

第13条 条例第22条第1項に規定する市長が定める方法は、次に掲げる方法であつて、市長が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。

- (1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取
- (3) 電磁的記録をディスプレイ（市長が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴

- (4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (5) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付
- (6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める方法  
（閲覧又は視聴の方法等）

第14条 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴は、歴史公文書館において行うものとする。

2 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴をする者は、歴史公文書館の職員の指示に従うとともに、当該特定歴史公文書等を汚損し、又は破損することがないように、丁寧に取り扱わなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認める場合は、特定歴史公文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの交付）

第15条 条例第23条に規定する交付に要する費用の負担は、当該交付を受ける前にしなければならない。

2 条例第23条に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。） 1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（第13条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 第13条第5号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき100円、同条第6号に規

定する光ディスクにあっては光ディスク1枚につき120円に、それぞれ当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙の電磁的記録を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 第13条第4号に規定する交付 1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあっては10円、カラーのものにあっては20円

(3) 第13条第5号に規定する交付 光ディスク1枚につき100円

(4) 第13条第6号に規定する交付 光ディスク1枚につき120円

(5) その他の方法により作成したものの交付 当該作成に要する費用に相当する額

(6) 写しの郵送に要する費用 当該郵送料に相当する額（郵便切手によるものとする。）

（諮問をした旨の通知）

第16条 条例第25条の規定による通知は、委員会諮問通知書により行うものとする。

（審査請求に対する裁決に基づく通知）

第17条 条例第26条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく利用決定に関する通知書により行うものとする。

（特定歴史公文書等の貸出し）

第18条 市長は、特定歴史公文書等（条例第16条の規定により利用させることができるものに限る。以下この条において同じ。）について、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が開催する展示会その他の公共的目的を有する行事等において利用に供することが必要と認める場合は、第14条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

（実施機関等による利用の特例）

第19条 条例第33条の規定により実施機関等が特定歴史公文書を利用する場合の手續については、別に定める。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第20条 条例第34条第1項に規定する特定歴史公文書等として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 当該文書等の劣化が極限まで進行し、判読及び修復が著しく困難であり、利用ができなくなった場合
- (2) 当該文書等が、他の特定歴史公文書等と内容が同一であり、かつ、不必要に重複している場合
- (3) 当該文書等が、実際には特定歴史公文書等でないことが判明した場合

2 条例第34条第1項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(実施細目)

第21条 この規則の実施細目は、行財政局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第6号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年11月規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（この規則の目的）</u>	
第1条 [略]	第1条 [略]
<u>（職務に専念する義務の免除を受け ることができる場合）</u>	
第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。  (1)～(5) [略]  (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官	第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。  (1)～(5) [略]  (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する

公署へ出頭する場合 (7)～(23) [略]	場合 (7)～(23) [略]
---------------------------	--------------------

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

# 令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

神戸市告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、塩屋柏台自治会、岩岡サ  
ンタウン自治会、菅の台7丁目自治会、南落合1丁目自治会、白川自治会、本多聞7丁目自治  
会、木見自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10  
項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

名称	塩屋柏台自治会	岩岡サ ンタウン自治会	菅の台7丁目自治会
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋北町 4丁目7番24号	神戸市西区岩岡町岩岡 616番地の113	神戸市須磨区菅の台 7丁目17番1号
代表者の氏名	小西 芳規	飯尾 泰孝	杉本 篤悠
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋北町 4丁目11番8号	神戸市西区岩岡町岩岡 616番地の9	神戸市須磨区菅の台 7丁目16番4号

名称	南落合1丁目自治会	白川自治会	本多聞7丁目自治会
主たる事務所	神戸市須磨区南落合 1丁目11番1号	神戸市須磨区白川字宮の 西373番地	神戸市垂水区本多聞7丁 目20番9号
代表者の氏名	源 豊	鷲尾 将人	吉永 憲正
代表者の住所	神戸市須磨区南落合 1丁目25番10号	神戸市須磨区白川字堂の 東502番地の1	神戸市垂水区本多聞7丁 目16番5号

名称	木見自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町木見 340番地
代表者の氏名	中谷 勝巳
代表者の住所	神戸市西区押部谷町木見 368番地

## 2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

### (1) 塩屋柏台自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	杉本 雅也	小西 芳規
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋北町1丁目2番20号	神戸市垂水区塩屋北町4丁目11番8号

(2) 岩岡サントウン自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	谷口 壽男	飯尾 泰孝
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の26	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の9

(3) 菅の台7丁目自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋川 喜興	杉本 篤悠
代表者の住所	神戸市須磨区菅の台7丁目1番14号	神戸市須磨区菅の台7丁目16番4号

(4) 南落合1丁目自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉田 賢二	源 豊
代表者の住所	神戸市須磨区南落合1丁目7番14号	神戸市須磨区南落合1丁目25番10号

(5) 白川自治会

令和8年3月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	溝淵 剛弘	鷲尾 将人
代表者の住所	神戸市須磨区白川字上側地130番地の1	神戸市須磨区白川字堂の東502番地の1

6) 本多聞7丁目自治会

令和8年4月18日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	蔦野 ひろ子	吉永 憲正
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞7丁目19番7号	神戸市垂水区本多聞7丁目16番5号

7) 木見自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岸本 博行	中谷 勝巳
代表者の住所	神戸市西区押部谷町木見284番地	神戸市西区押部谷町木見368番地

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

神戸市告示第124号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860190590	羽衣訪問看護ステーション東灘	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目9番16号木村ビル102	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町2-7	令和8年5月1日	介護予防訪問看護
2860190590	羽衣訪問看護ステーション東灘	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目9番16号木村ビル102	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町2-7	令和8年5月1日	訪問看護
2860290630	はなたば訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区水道筋6-7-14-201号室	株式会社敬明	茨城県牛久市南四丁目39番1号	令和8年5月1日	介護予防訪問看護
2860290630	はなたば訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区水道筋6-7-14-201号室	株式会社敬明	茨城県牛久市南四丁目39番1号	令和8年5月1日	訪問看護
2870104102	羽衣ケアプランセンター東灘	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目9番16号木村ビル102	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町2-7	令和8年5月1日	介護予防支援

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

2870104102	羽衣ケアプランセンター東灘	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目9番16号木村ビル102	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町2-7	令和8年5月1日	居宅介護支援
2870203425	はなたば居宅支援事業所	兵庫県神戸市灘区水道筋6-7-14-201号室	株式会社敬明	茨城県牛久市南四丁目39番1号	令和8年5月1日	介護予防支援
2870203425	はなたば居宅支援事業所	兵庫県神戸市灘区水道筋6-7-14-201号室	株式会社敬明	茨城県牛久市南四丁目39番1号	令和8年5月1日	居宅介護支援
2870504343	学研ココファン兵庫駅前ヘルパーセンター	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通3番15号	株式会社学研ココファン	東京都品川区西五反田二丁目11番8号	令和8年5月1日	訪問介護
2870604077	ケアプランもみじ	兵庫県神戸市長田区神楽町3-3-9	有限会社ユニバーサルライフ	兵庫県神戸市長田区長田天神町2-3-27	令和8年5月1日	居宅介護支援
2875004554	神戸北ショートステイそよ風	兵庫県神戸市北区鹿の子台北町1丁目7番1号	株式会社S OYOKAZ E	東京都港区南青山二丁目5番17号 ポーラ青山ビルディング	令和8年5月1日	介護予防短期入所生活介護
2875004554	神戸北ショートステイそよ風	兵庫県神戸市北区鹿の子台北町1丁目7番1号	株式会社S OYOKAZ E	東京都港区南青山二丁目5番17号 ポーラ青山ビルディング	令和8年5月1日	短期入所生活介護

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

2875104727	プラウド	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1 -1120号	株式会社 s o l e i l	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1号	令和8年5 月1日	訪問介護
------------	------	--	---------------------	---------------------------------	--------------	------

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

神戸市告示第125号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875101392	ひょうご聴覚障害者介護支援センター	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1-1 栄ビル	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1-1 栄ビル	令和8年4月1日	訪問介護
2870603392	とすとランド神戸店	兵庫県神戸市長田区日吉町二丁目1番2号アスタピア新長田公園通り102号	株式会社グリット	大阪府吹田市江坂町一丁目6番6号	令和8年4月30日	介護予防福祉用具貸与
2870603392	とすとランド神戸店	兵庫県神戸市長田区日吉町二丁目1番2号アスタピア新長田公園通り102号	株式会社グリット	大阪府吹田市江坂町一丁目6番6号	令和8年4月30日	特定介護予防福祉用具販売
2870603392	とすとランド神戸店	兵庫県神戸市長田区日吉町二丁目1番2号アスタピア新長田公園通り102号	株式会社グリット	大阪府吹田市江坂町一丁目6番6号	令和8年4月30日	特定福祉用具販売

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

2870603392	としとランド神戸店	兵庫県神戸市長田区日吉町二丁目1番2号アスタピア新長田公園通り102号	株式会社グリット	大阪府吹田市江坂町一丁目6番6号	令和8年4月30日	福祉用具貸与
2870703788	ヘルパーステーション助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市須磨区北落合二丁目7-5	令和8年4月30日	訪問介護
2875104487	訪問介護クラウドケア一	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1-213号	株式会社Connect Japan	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1-213号	令和8年4月30日	訪問介護

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

神戸市告示第126号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504343	学研ココファン兵庫駅前ヘルパーセンター	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通3番15号	株式会社学研ココファン	東京都品川区西五反田二丁目11番8号	令和8年5月1日	介護予防訪問サービス
2870907702	ひだまりケアサービス	兵庫県西宮市石劬町17-11-104	ひだまりケアサービス株式会社	兵庫県西宮市名塩さくら台1丁目1-9	令和8年5月1日	介護予防訪問サービス
2870907702	ひだまりケアサービス	兵庫県西宮市石劬町17-11-104	ひだまりケアサービス株式会社	兵庫県西宮市名塩さくら台1丁目1-9	令和8年5月1日	生活支援訪問サービス
2871201691	ヘルパーステーションスイッチオンひなたぼっこ	兵庫県三田市相生町1-43	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和8年5月1日	介護予防訪問サービス
2872006008	ヘルパーステーション8	兵庫県明石市西新町1-8-13	合同会社8	兵庫県明石市西新町1-8-13	令和8年5月1日	介護予防訪問サービス

2872006008	ヘルパーズ テーション 8	兵庫県明石 市西新町1 -8-13	合同会社8	兵庫県明石 市西新町1 -8-13	令和8年5 月1日	生活支援訪 問サービス
------------	---------------------	-------------------------	-------	-------------------------	--------------	----------------

# 令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

神戸市告示第127号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875101392	ひょうご聴覚障害者介護支援センター	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1-1 栄ビル	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1-1 栄ビル	令和8年4月1日	介護予防訪問サービス
2870703788	ヘルパーステーション 助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市須磨区北落合二丁目7-5	令和8年4月30日	介護予防訪問サービス
2870703788	ヘルパーステーション 助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市須磨区北落合二丁目7-5	令和8年4月30日	生活支援訪問サービス
2875102473	デイサービスあかね雲	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目9番5号	医療法人社団旭診療所	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目4番5-101号	令和8年4月30日	介護予防通所サービス
2871001877	地域福祉センター「ハーブあしや」	兵庫県芦屋市潮見町31-1	社会福祉法人きらくえん	兵庫県尼崎市長洲西通2丁目8-3	令和8年4月30日	介護予防通所サービス

2871201006	訪問介護センターひなたぼっこ	兵庫県三田市相生町1-43	株式会社コラボネット	兵庫県三田市相生町3-1	令和8年4月30日	介護予防訪問サービス
2871201006	訪問介護センターひなたぼっこ	兵庫県三田市相生町1-43	株式会社コラボネット	兵庫県三田市相生町3-1	令和8年4月30日	生活支援訪問サービス
2874006881	エンシア白浜訪問介護事業所	兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目82 エンシア白浜	三木産業株式会社	兵庫県姫路市木場1170	令和8年4月30日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第128号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875102473	デイサービスあかね雲	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目9番5号	医療法人社団旭診療所	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目4番5-101号	令和8年4月30日	地域密着型通所介護

神戸市告示第129号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

神戸市北区道場町生野 96 番地の 1

富士チタン工業株式会社 代表取締役社長 下條 正樹

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市北区道場町生野 96 番地の 1

富士チタン工業株式会社 神戸工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1

第 26 号（ホ） 無機顔料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設

イ 特定施設の概要

種 類		第 26 号 ホ	
		排ガス洗浄 コットレル	
能 力		処理ガス量 10,000 m <sup>3</sup> /Hr	
基 数		1 基	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		24 時間 季節的変動なし	
項 目		通 常	最 大
汚 水 等 の 汚 染 状 態 及 び 量	水素イオン濃度	0.65	0.65
	化学的酸素要求量 (mg/L)	4.2	4.2
	浮遊物質(mg/L)	168	168
	汚水量(m <sup>3</sup> /日)	13	16

(4) 排出水の汚染状況及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年5月26日から令和8年6月16日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第130号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和8年4月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	中央区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和8年4月4日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台	令和8年4月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年4月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和8年4月11日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和8年4月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32台 原動機付自転車 0台	令和8年4月16日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年4月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 1台	令和8年4月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 台		
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 台	令和8年4月22日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和8年4月27日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和8年4月2日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年4月8日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和8年4月10日
	兵庫区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年4月13日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和8年4月14日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和8年4月22日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年4月24日	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和8年4月27日	

神戸市告示第131号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年4月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年4月6日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年4月10日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年4月15日	
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年4月20日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年4月27日	
	垂水区管内長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第132号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和8年4月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 1台	令和8年4月3日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 4台	令和8年4月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和8年4月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車 2台	令和8年4月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	甲南山手駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	9台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	王子公園駅周辺	自転車	2台	令和8年4月17日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	19台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	19台	令和8年4月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	6台	令和8年4月23日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第133号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ） 土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和8年4月14日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	学園都市駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1台	令和8年4月14日	
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台	令和8年4月21日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 3台	令和8年4月23日	
		自転車 2台	令和8年4月2日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 5台	令和8年4月21日	
		自転車 8台	令和8年4月23日	

神戸市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年5月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月9日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	神出五百蔵1号線	神戸市西区神出町五百蔵字大東24番2地先から 神戸市西区神出町五百蔵字南辻61番3地先まで	277.00	最大 8.00 最小 4.30
市道	神出五百蔵2号線	神戸市西区神出町五百蔵字大東11番1地先から 神戸市西区神出町五百蔵字大東23番1地先まで	160.00	最大 8.00 最小 5.00
市道	神出五百蔵3号線	神戸市西区神出町五百蔵字大東9番1地先から 神戸市西区神出町五百蔵字南辻57番1地先まで	229.00	最大 10.00 最小 6.60
市道	神出五百蔵4号線	神戸市西区神出町五百蔵字山ノ下39番地先から 神戸市西区神出町五百蔵字中鳥通79番3地先まで	506.00	最大 9.00 最小 5.00
市道	神出五百蔵5号線	神戸市西区神出町五百蔵字山ノ下45番10地先から 神戸市西区神出町五百蔵字南辻48番1地先まで	383.00	最大 8.00 最小 5.00
市道	神出五百蔵6号線	神戸市西区神出町五百蔵字南辻54番2地先から 神戸市西区神出町五百蔵字南辻65番4地先まで	217.00	最大 7.00 最小 5.00
市道	神出五百蔵7号線	神戸市西区神出町五百蔵字中通81番2地先から 神戸市西区神出町五百蔵字中通80番6地先まで	72.00	最大 9.00 最小 6.50

市道	神出五百蔵 8 号線	神戸市西区神出町五百蔵字中 通83番 2 地先から 神戸市西区神出町五百蔵字中 東99番 2 地先まで	55.00	最大 7.00 最小 6.00
市道	神出五百蔵 10 号線	神戸市西区神出町五百蔵字大 西141番28地先から 神戸市西区神出町五百蔵字大 西141番27地先まで	72.00	最大 8.00 最小 4.00
市道	神出五百蔵 11 号線	神戸市西区神出町古神字大向 井199番 6 地先から 神戸市西区神出町古神字大向 井199番 2 地先まで	113.00	最大 10.00 最小 4.00

神戸市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営ほ場整備事業神出地区のうち神出第8-2工区の従前の市道路線。ただし、神出村第19号線、神出村第82号線を除く。

神戸市告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年5月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月9日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	神出村第19号線	神戸市西区神出町五百蔵字中東103番1地先から 神戸市西区神出町古神字大向井196番地先まで	新	864.90	最大 6.80 最小 6.10
			旧	249.10	最大 3.90 最小 3.60
市道	神出村第82号線	神戸市西区神出町五百蔵字中東96番3地先から 神戸市西区神出町五百蔵字中東87番1地先まで	新	249.10	最大 4.60 最小 4.60
			旧	249.10	最大 2.70 最小 2.50

神戸市告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月9日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	小部明石線	神戸市西区櫛谷町松本字小田213番地先から	新	79.30	最大 9.30 最小 8.20
		神戸市西区櫛谷町松本字小田211番1地先まで	旧	79.30	最大 9.90 最小 9.30

神戸市告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月9日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	櫛谷村合併 第16号線	神戸市西区櫛谷町松本字小 田213番地先から	新	79.30	最大 9.30 最小 8.20
		神戸市西区櫛谷町松本字小 田211番1地先まで	旧	79.30	最大 9.90 最小 9.30

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定によりネンリタウン建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年5月13日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告

都市公園の錯誤による名称変更をするので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 錯誤による名称変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
名谷周辺緑地	須磨区中落合3丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	縮 小
落合中央公園	須磨区中落合3丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡 張

(2)供用開始の年月日

令和8年5月26日

神戸市公告

市民公園の認定を取り消したので、神戸市市民公園条例施行規則（昭和51年6月8日規則第55号）第15条第2項の規定により、神戸市市民公園条例（昭和51年4月1日条例第16号）第20条第3項において準用する条例第13条第2項の規定により公告します。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民公園の名称及び所在地

名称	岩見谷市民公園
所在地	神戸市北区鈴蘭台東町2丁目地先

2 認定取消しの年月日

令和8年5月26日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年5月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
 亀喜工業株式会社 代表取締役社長 長澤昭二  
 神戸市中央区港島中町2-2-1-6-2
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
 株式会社竹中工務店 鈴木星徳  
 大阪府大阪市中央区元町4-1-13  
 080-6949-1206
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区東川崎町1丁目1
  - (2) 敷地面積 約 991平方メートル
  - (3) 建築面積 約 844平方メートル
  - (4) 延べ面積 約2,442平方メートル
  - (5) 高さ 約 20.8メートル
  - (6) 構造 鉄骨造
  - (7) 階数 地上4階
  - (8) 建物用途 事務所
- 4 縦覧の期間  
 令和8年5月26日から令和8年6月8日まで

神戸市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、兵庫県から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和8年5月26日

神戸市長 久元 喜造

1. 都市計画の種類

東播都市計画、加西都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道

2. 都市計画の名称

加古川上流流域下水道

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市須磨区白川台3丁目62番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区神田神保町1丁目105番地  
旭化成ホームズ株式会社  
代表取締役 大和久 裕二
- 3 許可番号  
令和7年10月24日 第8266号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和8年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
プラウドシーズン神戸・西神南建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区井吹台北町2丁目20-1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和8年6月3日（水）  
10時30分から11時00分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局603会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

# 令和8年5月26日 神戸市公報第3964号

## 神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和8年5月26日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R8-1号	令和8年5月14日	神戸市垂水区王居殿3丁目1207番1、1246番8の一部、1246番11の一部、1246番12の一部、1246番13の一部、1246番11地先	12.21	7.93~8.50

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりのとおり